

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その一)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

安藤仁介名誉所長に代わり、新たに所長に就任した同志社大学の坂元茂樹です。いつも『グローブ』をご愛読いただき誠にありがとうございます。この二〇一六年秋号から連載を担当することになりました。

この連載では、国連人権理事会においてすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を調査する普遍的定期審査（Universal Periodic Review: UPR）を取り上げ、各国にはどのような人権問題があるのかをご紹介します。国連がめざす普遍的な人権基準の達成に立ちはだかる各国のさまざまな人権課題を考えてみたいと思います。

「普遍的定期審査（UPR）」という言葉を初めて聞いたという読者の方がおそらく多いのではないかと思いますので、最初にその説明をしたいと思います。この制

度は、二〇〇六年に設立された国連人権理事会に初めて導入されました。UPRとは、理事会において四年半ごとにすべての国連加盟国（一九三カ国）の人権状況を審査しようというものです。第一回目は、四年で当時の一九二カ国の人権状況の調査を行いました。審査の時間にゆとりをもたせようということで第二回目からは四年半に延長されました。

人権理事会は四七の理事国によって構成されていますが、理事国は任期中に必ず審査を受けなければなりません。審査を受ける国（被審査国）に対して、理事国のうち三カ国がトロイカと呼ばれる報告者団を構成します。この三カ国は三つの地域グループから一カ国ずつ、くじ引きで決定されます。被審査国には、くじ引きで選出されたトロイカとなる国についての拒否権が認められています。審査の政治化を防ぐ狙いがあると思われるです。

国際人権規約自由権規約などの人権条約の締約国は、四年ごと、あるいは五年ごとに政府報告書審査を受けますが、報告書審査の対象国はあくまで条約の締約国に限られています。しかし、UPRではすべての国連加盟国が対象になっています。人権条約の締約国でない国の人権状況も審査できるというメリットがあります。また、条約機関による審査の場合は、個人資格から成る委員会

による審査ですが、UPRでは国家による相互審査（ピア・レビュー）の形をとります。NGOは、傍聴はできません。発言は許されません。また、発言国がひとたび勧告する（recommend）という言葉を用いれば、自動的にその内容は勧告になります。そのため、第二回目以降、勧告の数がどの国についても増えています。UPRの審査に参加する国としては、勧告を行うことにより自国のプレゼンスを高める狙いがあると思われます。

審査の基礎となる文書は、被審査国が提出した報告書（二〇頁以内）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する被審査国の人権状況に関する報告書（一〇頁以内）及びOHCHRが作成するNGOなどから提出された情報の要約（一〇頁以内）です。条約機関による政府報告書審査に提出される報告書と比較すると、簡潔なものになっています。

国によって行われる審査という性格上、政治性を完全に払拭することができないのは事実です。現に、みずからの人権状況に不安を抱える国の審査であればあるほど、「お仲間の国」が審査において美辞麗句の発言に終始するという事態も生じています。人権の普遍性と客観性を高めるために始まったこの制度の将来は決して樂觀できる状況にはありませんが、人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いなく、

この連載においては、審査の場でどのような議論が行われているかを紹介したいと思います。

ここで一例をあげれば、日本の第一回審査は、二〇〇八年五月に行われました。日本に対しては、合計二六の勧告がなされ、日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別的撤廃、女性・子どもに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれています。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。勧告の内容をみると、その国の人権課題がみえる形になっていることがわかりただけだと思います。

安藤名誉所長が「アジア諸国と人権」と題して連載されていますので、本連載も最初にアジア諸国のUPRをご紹介しますと存じます。よろしくお付き合いいただければ幸いです。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

まずは、日本のお隣の国である韓国の普遍的定期審査 (Universal Periodic Review: UPR) を取り上げてみたいと思います。

韓国の第一回のUPRは、二〇〇八年二月二十八日に行われました。審査の作業部会にあたる「トロイカ」は、ペルー、エジプトおよびヨルダンの三カ国によって構成されました。第一回の審査では三三か国が発言しました。こうした審査の内容をご紹介する前に、まずは韓国の人権状況について概観してみましよう。

韓国は、四〇年に及ぶ軍事独裁政権を経て、民主主義体制に移行した国です。日本が一九七九年に国際人権規約を批准したのに対し、韓国が同規約を批准するのは一九九〇年です。しかし、日本と異なり、韓国は同時に

個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書を批准しました。また、女性差別撤廃条約選択議定書の締約国にもなっています。日本はいまだこうした個人通報制度を受け入れてはいません。その意味では、日本よりも人権条約の批准に熱心な国ということができません。さらに、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。

他方で、三八度線をはさんで北朝鮮と対峙している韓国は、安全保障に絡むさまざまな制約が国民に課せられています。たとえば、最長四八時間にわたって逮捕令状なしに拘禁を認める緊急逮捕手続や、国家保安法上の事案の場合には五〇日間という長期に及ぶ未決拘禁が可能な制度が採用されています。国家保安法第七条一項は、「国の存立、安全又は自由民主的基本秩序を危うくすることを知りながら、反国家団体若しくはその構成員又はその指令を受けた者の活動を称揚し、宣伝し若しくはこれに同調し、又は国家変乱を宣伝し、扇動した者は、七年以下の懲役に処する」と規定しています。

韓国政府は、国家保安法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要との立場をとっており、同法は憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されており、濫用の余地はないとしています。しかし、拘禁施設における拷問や非人道的行為などの報告もあり、実態は政府が述べることに異なっている

可能性があります。

また、憲法第一一〇条四項は、「非常戒厳下の軍人及び軍務員の犯罪：のうち法律が定めた場合〔坂元注・軍法会議法第五三四条〕に限り、単審で行うことができる。ただし、死刑を宣言する場合には、この限りではない」と規定し、死刑の場合を除き、軍事上の裁判については上訴することができないと定めています。韓国が締約国となっている自由権規約第一四条五項は、「有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する」と規定し、上訴の権利を認めていますので、韓国は自由権規約にあたってこの条項の適用を制限する留保を行っています。

さらに韓国は、日本とは異なり、徴兵制度を採用しています。朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境もあるのですが、兵役拒否者に対しては最長三年の懲役刑が科せられます（二〇〇三年徴兵法）。宗教上の教義などを理由とする良心的兵役拒否は認めておらず、拒否者は前科者の汚名を着せられ、公務員や準公務員の就任権も認められません。同様に、こうした兵役拒否者に対する代替的役務の導入も、国民のコンセンサスの欠如を理由に採用されていません。こうした対応をとる韓国政府に対しては、同国が締約国となっている自由権規約の政府報告書審査の場でも、重大な懸念が自由権規約

委員会によって表明されています。

韓国憲法第三三条二項は、「公務員たる勤労者は、法律が定める者に限り、団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する」と規定しており、これを受けて、上級公務員や国公立および私大の教員に対して労働基本権の享有が制限されています。同条三項は、「法律が定める主要防衛産業体に従事する勤労者」についても、団体行動権を制限し、認めないことを規定しています。労働者の権利の問題でいえば、韓国では、日本と同様に、中小企業における非正規雇用の女性労働者が多く存在します。朴槿恵（パククネ）大統領という女性大統領を擁していますが、政治や司法の現場での女性の割合は低いとされます。

また、めざましい経済発展を遂げた韓国は、日本と同様に少子化および高齢化社会を迎えており、労働力の不足を補うために外国人労働者を多く受け入れていきます。二〇一〇年には六九万人に過ぎなかった外国人労働者の数は、二〇一四年末には百万人を超える数になっています。韓国ではこうした移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、移住労働者の保護の問題が重要な課題になっています。

こうした人権状況にある韓国のUPRでは、どのような人権問題が各国によって取り上げられたのでしょうか、今回は、この点についてご説明したいと思います。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その三)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国は、日本と異なり、個人通報制度を定めた自由権規約の選択議定書の締約国であり、主要な人権条約に入っている国です。また日本に先駆け、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。そうした韓国においても、さまざまな人権問題があることを普遍的定期審査は浮かび上がらせます。

二〇〇八年の韓国の第一回普遍的定期審査（UPR）では、三三カ国が発言しました。徴兵制度をとる韓国における良心的兵役拒否者の問題について、スロベニアは、良心的兵役拒否者が兵役義務から免除される権利を認めるように、またイギリスは良心的兵役拒否者に代替義務を認める手続を取るよう勧告しましたが、韓国はこれを受け入れませんでした。すでに自由権規約委員会は、韓

国に関する個人通報事例において、良心的兵役拒否者に兵役義務から免除される権利を認めないのは、思想、良心及び宗教の自由を定めた第一八条一項の違反とし、こうした権利を法的に認め、政府及び公的機関への雇用禁止をやめるようにとの勧告を行っていますが、韓国は委員会によるこの「見解」を実施していません。

また、韓国は日本と同様に死刑制度を維持している国です。ヨーロッパ諸国は、二〇〇三年に発効したヨーロッパ人権条約第一三議定書で、全面的に死刑を廃止しています。こうしたこともあり、UPRでは、死刑制度の廃止を求める勧告（ベルギー）、多くの人が死刑待ちの状態にある現状の中で死刑を廃止する法律の制定を求める勧告（ルクセンブルグ）、死刑廃止に向けてモラトリアムを設けることを求める勧告（イタリア）、死刑廃止をめぐり自由権規約第二選択議定書の署名を求める勧告（オーストリア）がヨーロッパ諸国によって行われました。しかし、韓国政府は、死刑廃止の問題は犯罪に関する司法の機能や社会環境など総合的に検討すべきであり、何よりも国民のコンセンサスが必要であるとして、これらの勧告を受け入れませんでした。第一回のUPRで韓国が受け入れを表明したのは、一五の勧告でした。先回取り上げた外国人労働者の問題についても、いくつかの勧告が行われました。移住労働者の人権に関する

特別報告者によれば、韓国における移住労働者の三分の一が女性であり、彼女たちは職場において、しばしば性的嫌がらせや虐待の脅威にさらされている現状にあるとされます。

こうした現状を背景に、女性移住労働者の権利の保護と差別的慣行の撤廃を求める勧告（アルジェリア）や移住労働者の保護政策の立案に際して、子どもと女性に特別の配慮を行うようにとの勧告（カナダ）、外国人労働者を効果的に保護するために雇用許可法の強化を求める勧告（インドネシア）、さらに法執行官の人権研修を実施し移住労働者の権利保障を求める勧告（カナダ）がなされました。これに対して、韓国政府は、これらの勧告を受け入れるとの決定を行いました。韓国は移住労働者権利条約の締約国ではありませんが、このようにUPPRでは、当該条約の締約国でなくても、条約が扱う移住労働者の人権状況を審査できるというメリットがあります。

女性の権利に関しても多くの勧告が行われました。そうした中で、韓国政府が受け入れたのが、女性差別撤廃条約第一条に従った女性に対する差別的定義の採択と外国人女性の人身売買に対する戦いを強化することを求める勧告（ベルギー）、女性の権利の伸長を人権政策の重要課題の一つにすることを求める勧告（イタリア）、配偶者間レイプ、子どもの虐待、家庭内の暴力の犯罪化と

加害者の処罰を求める勧告（カナダ）、家庭内暴力に関する法律の強化を求める勧告（メキシコ）、両性平等の視点を取り入れたUPPRのフォローアップの実施を求める勧告（スロベニア）、さらには戸主制度の廃止の広報を通じた婚姻上の男女平等の実効性の確保を求める勧告（メキシコ）でした。こうした審査の状況を見ると、韓国社会において、女性の地位向上と権利の改善が依然として優先課題であることがわかります。

韓国政府は、この他、人権条約機関の見解の普及と履行を求める勧告（ブラジル）、結社と集会の自由の保障を求める勧告（アルジェリア）、法執行官による拷問・虐待に関する捜査の実施（カナダ）、プライバシー保護を目的とする住民登録制度の見直しを求める勧告（カナダ）、難民の地位の認定手続を国際難民法に則って改善するよう求める勧告（ルーマニア）を受け入れました。

人権の普遍性と客観性を高めるために始まったUPPRという制度は、各国のあらゆる人権問題を取り上げることができると、国際的な人権基準実施のための各国の能力向上に資する制度であることは間違いありません。UPPRは四年（その後四年半）に一回審査を受ける制度ですので、次回は韓国の第二回審査を取り上げ、どのような人権状況の進展が見られたのかを検討してみたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その四)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

韓国の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇一二年一〇月二五日に行われました。報告者団（トロイカ）を務めたのは、ジブチ、ハンガリー、インドネシアの三カ国でした。

前回取り上げた良心的兵役拒否についても再び取り上げられ、良心的兵役拒否を認める法律の制定を求めた勧告が行われました（フランス、ポーランドなど）。しかし、韓国政府の態度は固く、朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境や徴兵制によって軍事上の人的資源を調達している現実、軍事的義務の公平な分配、さらには良心的兵役拒否に関する国民的コンセンサスの欠如を考えれば、代替的役務の導入は困難であるとして、これを拒否しました。

また韓国は、国家保安法を制定していることから、

第一回に続いて、恣意的適用や濫用に対する懸念が表明されました（ドイツ、ノルウェーなど）。しかし、韓国政府の回答はまるで判で押したかのように第一回の回答と同じでした。同法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要であり、憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されているので、濫用の余地はないとの回答でした。

日本と同様の高齢化社会を迎え、労働力不足を補うために百万人を超える外国人労働者を受け入れていく韓国では、移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、この点が第二回の審査でも取り上げられました。移住労働者の移動の自由の制限を緩和することを求める勧告（フランス）には、改善策を引き続き追求するとの回答がなされました。また不法移住労働者の基本的人権の立法的保護を求める勧告に対しては、こうした人々の人権が侵害されないように適正手続が遵守され、また適切な救済のための努力もなされていると回答されました。

これらの問題も、先の問題と同様に引き続き、第三回以降のUPRで取り上げられるものと思われれます。そう考えると、このUPRという制度は、個々の国が抱えている人権問題を国連の場で審査する機会をもつという意味で、人権条約体制に入っていない国はもちろん、人権条約体制に多く入っている国にお

いても、重要であることがわかります。

ところで、アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、二〇一六年一二月末現在、死刑を全面的に禁止している国は一〇四カ国、通常犯罪（戦時における死刑を除く）のみを廃止している国は七カ国、事実上の死刑廃止国は三〇カ国、合計一四一カ国が法律上および事実上の死刑廃止国といえます。国連の加盟国数が一九三カ国ですので、大半の国が死刑廃止国といえます。これに対して死刑を存置している国は五七カ国にすぎません。こうした国際的な状況の中で、韓国もまた死刑存置国です。

第二回のUPRでもこの問題が取り上げられました。死刑廃止を求める自由権規約第二選択議定書の批准を求める勧告（ルワンダ、スイスなど）に対して、韓国政府は、死刑の廃止問題は、国の刑事管轄権から見た場合、基本的な重要性をもつ問題であり、慎重に検討すると述べました。しかし、注目されるのは、韓国は、一五年以上死刑を執行しておらず、事実上の死刑廃止国といえると回答した点です。この点は、日本と大きく異なっています。

日本では国民の八割が死刑を容認しています。実際、日本では、二〇〇七年二月に、戦後初めて収監中の死刑確定者の数が一〇〇〇人を越えました。昨年一〇月、日弁連は「二〇二〇年までに死刑制度の廃

止を目指し、終身刑の導入を検討する」と宣言しました。その背景には、死刑判決数も死刑執行数も増えている日本の現実があります。日弁連の調査によれば、死刑の判決数は、一九九一年から一九九七年までの七年間と二〇〇一年から二〇〇七年までの七年間を比較すると、第一審で約三倍、控訴審で約四・五倍、上告審で約二・三倍と、死刑判決の数が増えています。死刑執行数も、二〇〇七年には三回（計九名）、二〇〇八年には五回（計一五名）、二〇〇九年には二回（計七名）に死刑が執行されています。

UPRの審査に日本をはじめ各国は参加することによって、被審査国と比べて自国の人権状況がどのような地位にあるかを知ることができます。その意味で、発言にあたって、自国で実現していないことを他国に求めることはできないと考えれば、UPRは常に自国の人権状況が審査されているという側面があります。

同じように死刑存置国と考えていた隣国である韓国は、日本とは異なり、一九九八年の金大中大統領（当時）就任以来、一五年間事実上死刑を執行していない国であり、みずから事実上の死刑廃止国と回答しているのです。次回は、さらに韓国の第二回のUPR審査を通して、日本との異同を考えてみたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その五)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

国連安保理決議に反する北朝鮮による核実験と弾道ミサイル発射実験により、東アジアにおける安全保障上の緊張が高まっていることは、周知の通りです。日本は、一九六五年に韓国との間に日韓基本関係条約を締結し国交を正常化しましたが、北朝鮮との間には未だに国交がなく、国家として承認していない状況が続いています。

国際法には国家承認という制度があり、国家は独立を宣言しただけでは国際社会の仲間入りはできず、既存の国家から国家承認を受ける必要があります。しかし、現在では、国家承認の法的効果について、新国家は承認さ

れてはじめて国際法の主体となる創設の効果説ではなく、国家承認は単に新国家の成立を確認するにすぎないという宣言的效果説が通説ですので、未承認は政治的側面が強いともいえます。しかも、一九九一年に韓国と北朝鮮は国連に同時加盟しており、日本と北朝鮮の間には国連加盟「国」としての関係が成立しています。いずれにしても、日朝間の国交正常化交渉は二〇〇〇年の第一〇回本会議以来長らく中断していますが、その背景に、核兵器国をめざす北朝鮮の核開発の問題とともに、拉致問題があることもありません。

実は韓国でも北朝鮮による拉致問題は存在し、韓国政府による公式認定では四八六人の拉致被害者がいるとされます。これに対し、日本政府による拉致被害者の公式認定は一七人です。日本の数十倍の数の拉致被害者がいるにも関わらず、韓国政府によるこの問題に対する動きは必ずしも活発とはいえません。こうしたことも影響しているのか、日本は強制失踪条約を批准しているのに対し、韓国は未だに同条約を批准していません。同条約は、

「強制失踪」を、国の機関等が人の自由を剥奪し、その所在を隠蔽し、法の保護の外に置くことと定義しています。まさしく拉致被害者に当てはまりますが、残念ながら、二〇一〇年に発効した同条約は、発効前に生じた北朝鮮による拉致問題に適用されることはありません。

韓国の第二回の普遍的定期審査の場において、強制失踪条約の批准が勧告されました（スペイン、アルゼンチン及びスペイン）。しかし、韓国政府は強制失踪行為の加害者の処罰や被拘禁者の登録制度の創設について国内法の改正が必要であるため、慎重な検討が必要であるとして、この勧告を受け入れませんでした。また、家事労働条約（第一八九号条約）、結社の自由及び団結権保護条約（第八七号条約）及び強制労働条約（第二九号条約）といった主要なILO（国際労働機関）条約の批准を呼びかける勧告（フィリピン、ウルグアイ）についても、いくつかのILO条約と、国内法及び自国の状況との間に矛盾があるため、さまざまな検討課題があるとして、この勧告を拒否しました。さらに、児童の養子縁組に関

する第二一条に関する留保の撤回の勧告（ドイツ、アイerland）についても、拒否しました。他方、夫及び妻の同一の個人的権利を規定する女性差別撤廃条約第一六条一項（g）への留保の撤回（スロベニア）については、必要な民法改正を検討するとして、積極的な姿勢を示しました。

この他、国連の人権保障メカニズムにおける拷問に関する特別報告者の招待を求める勧告（ベラルーシ）については、二〇〇八年に人権理事会のすべてのテーマ別特別手続について招請状を発行済みだと回答しました。日本も、同じくテーマ別特別手続の特別報告者を継続招請する姿勢を示しており、同様の態度をとっているといえます。

こうした韓国の隣国である北朝鮮の人権状況は、ある論者によれば、党内の粛清の犠牲者が一〇万人、強制収容所での死者は一五〇万人ともいわれる劣悪な状況にあります。次回は、北朝鮮の第一回普遍的審査を取り上げたいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その六)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

六月一二日にシンガポールで開催された歴史的な米朝首脳会談によって、北朝鮮に対する関心は世界的に高まっています。報道によれば、米国は核兵器と弾道ミサイルの完全廃棄を要求し、北朝鮮はその見返りとして体制の保証を勝ち取ったようです。もっとも、今後の展開は不透明です。

その北朝鮮の体制における人権状況には、国際社会から厳しい目が向けられています。二〇一七年一二月一九日、第七二回国連総会本会議で一三年連続となる、日本を含む六一カ国が共同提案国となる北朝鮮の人権状況改善を求める決議がコンセンサスで採択されました。

た。ただし、北朝鮮、ロシア、シリア、キューバ、イラン、中国及びベネズエラがコンセンサスから離脱を表明しました。離脱を表明したこれらの国々の人権状況に問題が多いことは周知のとおりです。

北朝鮮に対する第一回の普遍的定期審査(UPR)は、二〇〇九年一二月七日に行われました。メキシコ、ノルウェー及び南アフリカがトロイカと呼ばれる報告者国を構成しました。北朝鮮の審査においては、日本と韓国を含む一五カ国が事前質問を行いました。質問分野は、拉致問題や離散家族の問題に加え、児童、食糧、拷問禁止など多岐にわたりました。

なお、UPRの審査では、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成した「集成」において審査対象国の人権条約の批准・加入状況が示されることになっています。北朝鮮の場合には、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約及び児童の権利条約の締約国でありませんが、コア(中核的)人権条約と呼ばれる、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、難民条約、移住労働者権利条約、障害者権利条約及び強制失踪条約には加入し

ていません。

また、「集成」では、人権の促進と擁護のための国内機関に関する国内調整委員会（I C C）によって認定を受けた国内人権機関が北朝鮮には存在せず、北朝鮮の人権状況に関する特別報告者であるビティト・ムンタポーン氏（当時）は、人権の保護は、とりわけ、国際基準に基づく法、政策、計画を要求すると述べ、北朝鮮が支出を軍事費から人間の発展の部門に変更し、人権と人間の安全保障に振り向けるように勧告していました。しかし、北朝鮮がO H C H Rの専門的支援も拒否していること、女子差別撤廃委員会による女性に対する固定的な差別観念の存在の指摘や児童の権利委員会による障害をもつ児童への無差別原則が尊重されていないとの指摘、さらには特別報告者による公開処刑や政治犯収容所における秘密処刑、北朝鮮が拉致や強制失踪の問題に効果的に対応しておらず、被害者やその家族に救済を提供していないことなど、さまざま人権上の問題が指摘されました。しかし、第一回のU P Rにおいて、北朝鮮が提出した国家報告書に

はこうした問題について一切触れられていませんでした。

さらに注目されるのは、北朝鮮による人権の捉え方の特異性です。同国は、人権が真に権利となるのは、個人が自然、社会及びみずからの主人となることを可能にする独立した権利になった時であるというチュチェ（主体）思想に基づかれています。北朝鮮は、人権の実現は国家の保障の下においてのみ可能だとし、人権問題を口実とする体制の変革は人権の違反を構成するとして、この意味で人権は国家主権を意味すると捉えています。

北朝鮮によるこうした人権の捉え方が他の国と大きく異なることは明らかです。一九九三年に世界人権会議で採択されたウィーン宣言では、「人権及び基本的自由は、すべての人間の生まれながらの権利であり、それらの保護及び助長は諸政府の第一次的責任である」と確認されているからです。

次回、こうした北朝鮮の人権状況に対してどのような審査が行われたかを紹介したいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その七)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第一回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇〇九年一月七日に行われました。事前に提出された北朝鮮の国家報告書には、他の国の報告書にはみられない特徴がありました。各国は、「人権の保護と促進に対する障害と課題」の中で、自国内の人権の実現を妨げている障害や課題を取り上げるのですが、北朝鮮は、その障害として米国の北朝鮮に対する敵視政策を取り上げていたからです。

北朝鮮によれば、米国は人権保護を口実に内政干渉を行っており、米国による制裁が朝鮮人民の人権の享受を深刻に阻害していると非難したのです。さらに、

二〇〇三年以来のEU提案による国連における北朝鮮人権決議を含む反北朝鮮キャンペーンが北朝鮮の人権分野における国際協力に対する障害となっていると主張しました。こうした主張を踏まえて、北朝鮮は、主権、尊厳そして人民の人権を保護するためによりいっそう自衛手段を強化すると述べるに至っては、人権基準実施のための各国の能力向上を目指すUPRの本来の趣旨とはかなりかけ離れた国家報告書になっているといわざるを得ません。

国連加盟国同士による人権状況の相互審査というUPRの性格も手伝い、UPRでは友好国はあまり厳しい質問や意見を述べない傾向があります。実際、いくつかのアジア諸国は北朝鮮の人権状況を積極的に評価しました。たとえば中国は、憲法や法律で人権の尊重が規定されていることを評価し、パキスタンも保健や教育へのアクセスを十分に確保している体制を評価しました。ミャンマーやベトナムも、同様に好意的な評価を行いました。

たしかに、UPRは個々の国家の人権状況を非難する場ではなく、事態の改善のための建設的な対話の場

です。しかし、自国の人権状況に同様の非難が向けられることを恐れる国によって、現状から大きくかけ離れた評価が行われるようでは、政治的評価だとの非難を免れないように思われます。これらの国の態度は、UPRに参加した西欧諸国が、北朝鮮の人権状況について極めて深い憂慮を表明したと好対照をなしています。

UPRで西欧諸国の批判の対象になったのは、裁判手続によらない処刑、拷問、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、表現の自由や移動の自由の制限、政治的反対者の失踪、拉致問題、政治犯収容所、強制労働、社会的出身に基づく差別、朝鮮戦争による離散家族の再会が実施されていないこと、適正手続の制度的な欠陥、政治的及び宗教的な理由による死刑、女性や子どもに対する暴力、人身売買などです（米国、ベルギー、フランス、英国、ノルウェー、ドイツ、オランダ、スペイン、スイスなど）。

しかし、北朝鮮は、西欧諸国によるこうした懸念は北朝鮮に対する偏見の産物であると反論して、こうした人権違反を否定しました。結局、北朝鮮のUPRで

は一六七もの勧告が採択されました。国際社会を驚かしたのは、この一六七という勧告の数の多さではなく、これらの勧告を頑なに拒否し続けた北朝鮮の態度でした。北朝鮮は、五〇の勧告を受け入れず、残りの一一七に対してもその態度を表明しませんでした。

幸い、二〇一〇年三月一八日に採択された作業部会の報告書では、北朝鮮が検討して回答することになった二九の勧告が掲載されました。各国は、この結果に安堵しました。なぜなら、仮に北朝鮮がすべての勧告を受け入れない場合には、勧告の実施を審査する北朝鮮の二巡目のUPRが困難になるからです。こうした態度変更の背後には、国連人権理事事会の事務局の説得や努力があつたものと推測されます。

北朝鮮の事例は、かつての人権委員会に巣くつていた過度の政治化の克服が容易でないことを示しています。UPRにおいて各国が政治化の弊害をどれほど克服しえるかについては、もう少し時間が必要だと思われれます。現在の時点でいえることは、国連による北朝鮮人権決議を政治的で選択的だと非難する北朝鮮の態度こそが人権問題を政治化しているということです。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その八)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一四年五月一日に行われました。コートジボワール、アラブ首長国連邦及び英国がトロイカ（報告団）を構成しました。審査にあたって、ベルギー、チェコ、ドイツ、ノルウェー、スロベニア、スウェーデン、リヒテンシュタイン、ポルトガル、スペイン、英国及び米国の一カ国が事前質問を行いました。

北朝鮮が提出した国家報告書では、相変わらず、人権は各主権国家によって保障されており、したがって人権とは国家主権を意味するとし、人権は国内問題であるとの従来の主張が繰り返されました。人権問題を口実とす

る体制の変革は人権の違反を構成するとの論理です。

報告書の中ではいくつかの人権状況の改善について報告されました。まず、条約については、テロ資金規制条約の批准及び障害者権利条約への署名と批准の準備が、国内法については、刑法改正による刑罰の軽減、刑事訴訟法改正による取調べの可視化、通信法や電子認証法、コンピューターネットワーク管理法の制定、女性の権利の保護及び促進に関する法の制定、司法面では地方人民裁判所に代えて各行政区に人民裁判所を設置、さらに義務教育の一年から一二年への延長が報告されました。

第二回のUPRで、北朝鮮は、外国の圧力と軍事的脅威が経済発展と国民の生活水準の向上を阻害しているとしながらも、UPR自体を否定することなく、北朝鮮における真の人権状況を理解するよい機会だと述べました。他方で、北朝鮮が採用している先軍政治は国家主権を守り、戦争の勃発を防止し、経済発展を可能にできたと強調しました。また、憲法上も慣行においても平等は保障されているとし、国民を「核心階層」、「動揺階層」、「敵対階層」に分けた身分制度ともいえるべきいわゆる出

身成分の存在を否定しました。さらに、拉致問題を含む北朝鮮における人権侵害を調査するために、二〇一三年三月に国連人権理事会における決議で設置された国連調査委員会（COI）に対し、同委員会は人権以外の政治的動機に基づいているとして非難しました。

国連調査委員会（COI）は、オーストラリア連邦最高裁判所元判事のマイケル・カービー氏を委員長に、インドネシアの元検事総長で、前北朝鮮人権状況特別報告者のマルズキ・ダルスマン氏及びセルビア・ヘルシンキ人権委員会（NGO）代表のソーニャ・ピセルコ氏の三名で構成されました。同委員会は、二〇一三年に調査のために来日し、北朝鮮のUPR審査が行われる直前の二〇一四年三月の第二回国連人権理事会に最終報告書を提出しました。同最終報告書では、北朝鮮における人権侵害は「人道に対する犯罪」に相当しうるとし、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国連や国際社会にさらなる行動を求めました。拉致問題についても、拉致及び拉致被害者の置かれた状況を、現在も進行している人道に対する犯罪とし、北朝鮮に対し、拉致被害者に

関する情報提供と被害者本人及びその子孫を帰国させるように勧告しました。その意味では、われわれ日本にとつては北朝鮮に応じてほしい内容の勧告であり、先に示した北朝鮮の態度は残念なものでした。

北朝鮮は、第一回のUPRで行われた一六七の勧告についても否定的態度を示しました。北朝鮮は、一六七の勧告の内、五〇の勧告は事実を酷く歪めて北朝鮮を侮辱するものとして拒否するとし、残りを慎重に検討した結果、八一の勧告を受け入れ、六の勧告を部分的に受け入れ、一五の勧告については現状では受け入れたいが将来的に検討するとして留保し、一五を拒否しました。第一回のUPRで各国が示した「制度的で広範かつ重大な人権侵害」という懸念は馬鹿げた作り話に過ぎないとし、日本人の拉致問題については、平壤宣言を誠実に遵守した真摯な努力の結果、完全に解決したと述べました。日本を含め多くの国が懸念する北朝鮮の人権状況について真摯に省みる姿勢は残念ながら示されませんでした。

第二回のUPRでは八五カ国が発言しましたが、その内容については次号に紹介します。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その九)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一四年五月一日に行われた北朝鮮の第二回の普遍的定期審査（UPR）における欧州諸国、日本や韓国らの勧告と、北朝鮮の友好国による勧告では、その内容を大きく異にするとともに、北朝鮮のそれらの勧告に対する態度も大きく分かれました。前者については、その勧告に対して拒否の態度を示したにもかかわらず、後者についてはこれを検討し回答することを約束しました。

北朝鮮が拒否の態度を示した欧州諸国らの主な勧告内容は、次の通りです。栄養失調による子どもの状況（ドイツ、日本、スウェーデン）、宗教の自由及び表現の自由の現状（ドイツ、ハンガリー、アイルランド）、未解

決の拉致被害者問題（日本、韓国）、帰国者への拷問や公開処刑の問題（日本、韓国、オランダ、ハンガリー）、多くの収容施設の将来（日本、ノルウェー）、拷問禁止条約の批准（チェコ、カナダ）、拷問が日常化している現状（英国、オランダ、アイルランド）、社会的出身による差別の救済（チェコ）、人権条約の国内実施に関する問題（チェコ、英国、ノルウェー、ハンガリー）、人々への貨幣経済外の食糧供給に関する問題（デンマーク、ノルウェー、オランダ、カナダ）、八歳からの兵士への強制登録問題（デンマーク）、人権理事会の特別報告者を受け入れる予定（ラトビア、スイス、オランダ）、南北分断家族の交流（韓国、スイス、ハンガリー）、司法の独立の欠如（スウェーデン、カナダ）、海外渡航の自由化（スイス）、平等権行使の検証方法（英国）、国内人権機関の設置（英国）及び女性に対する暴力への対策（ノルウェー）などでした。

勧告が集中した拷問について、北朝鮮は、人権条約の批准については、国連における選択性とダブルスタンダードが障害となっているとして、北朝鮮はたしかに拷問禁止条約に加入していないが、国内的には拷問

禁止は実施されており、これらの障害が取り除かれれば自発的に加入すると発言しました。また、国内人權機関のような独立した人權メカニズムの設置については、北朝鮮ではあらゆるレベルにおいて人民委員会が人權の保護と促進の役割を担っており、人民が権限を持つ機関が申立などを扱うことはパリ原則と矛盾しないとして、これを拒否する姿勢を示しました。

また、子どもの栄養失調は過去の問題であり、食糧・医療事情は二〇〇〇年初頭から劇的に回復しているとしました。さらに、八歳からの兵士への強制登録問題については、指摘された「少年連合」は課外活動のための九歳から一三歳の子どもの自律的組織であって、幼少期から徴兵されているというのは歪められた情報であるとして拒否しています。日本国民が最も関心を寄せる拉致問題については、二〇〇二年の日朝平壤宣言に基づきさまざまな日朝間の合意を誠実に果たしてきた結果、拉致問題の完全な解決に至ったと反論しました。核問題やミサイル発射モラトリアムに違反し、核実験やミサイル実験を繰り返した北朝鮮が「誠実な履行」を言っても納得できる日本国民はいないと思わ

れます。なお、このUPRで、北朝鮮が日本などの指摘を認めたのが公開処刑の問題でした。北朝鮮は、被害者家族などの要請もあり、非常に残酷な暴力的犯罪を行った者が公開処刑されることがごくまれにあると回答しました。

他方で、友好国からの勧告、たとえば、人民によって選択された経済的・政治的・社会的モデルの維持と強化や人權分野における非政治化、協力及び対話の環境づくりへの努力の継続（キューバ）、社会保障の努力の継続（ベトナム、ラオス、スリランカ）、一年の無償の義務教育の質向上への努力の継続（ベネズエラ）、農業政策に基づく農産物の増産と多様化（アルジェリア）、国家的・地域的特殊性や歴史的・文化的・宗教的背景を十分に考慮した人權文化の醸成（イラン）などの勧告については、検討を約束しています。

こうしたグループ内での庇い合いを見ると、UPRにおいて、「政治化と選別性を可能な限りにおいて回避する」とのアナン元国連事務総長の狙いは未だ実現されていなくがわかります。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の普遍的定期審査（UPR）において、グループ内での庇い合いが見られると指摘しましたが、これは中国に対する第一回UPRでも顕著に見られました。中国の第一回UPRは二〇〇九年二月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）を構成したのは、カナダ、インド及びナイジェリアでした。中国の審査にあたって、事前に質問を提出したのは、いずれも西欧先進国一カ国でした。もっぱら、中国が締約国でない自由権規約が扱う問題、すなわち自由権に関する質問（たとえば、拷問や信教の自由、あるいは強制労働キャンペーンでの恣意的抑留など）が目立ちました。

当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族

の取り扱いや、劉曉波氏が獄中であってノーベル平和賞授賞式に出られないという問題に国際社会の関心が向けられていました。こうした中であっても、中国は指定された期日に国家報告書を提出し、UPRに対して協力的な態度をとりました。しかし、先の問題に報告書が触れることはありませんでした。

他方で、中国の国家報告書では、中国の刑法や刑事訴訟法などが拷問による自白の強要や違法な証拠収集を明白に禁止していること、信教の自由については、中国は多様な宗教を信仰する人々を抱えており、憲法も信教の自由を保障しており、独立した三、〇〇〇を超える宗教団体があると述べるともに、これらの団体はみずから指導者を選んでいと説明されていました。しかし、実際にはこれらの宗教団体はいずれも中国共産党の指導の下にあり、その報告内容は現実と大きく乖離していました。

実際、審査の際に提出された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成した「集成」では、「生命に対する権利、身体の自由及び安全」の項目の下で、二〇〇八年に人権高等弁務官がチベット自治区におけ

るデモ参加者に対する公安の行き過ぎた実力の行使に懸念を表明するとともに、拷問禁止委員会が、民族的、宗教的少数者、さらにはチベット人やウイグル人、法倫功の信者といった脆弱な集団に対する拷問、虐待及び強制失踪などの主張に懸念を表明していることが記述されていました。また、同報告書は、信教の自由に関する特別報告者が中国政府に対して、キリスト教徒や法倫功の信者に対する逮捕、拘禁及び拷問を含む人権違反の主張を伝えていることを記述していました。さらに、拷問に関する特別報告者が、表現・集会・結社の自由を平和的に行使する人々に対して、「国家の安全を危険にさらす」として、公安や検察当局に広範な裁量を与え、「政治犯罪」の罪で有罪を宣告していることに憂慮を示し、これらの人々を釈放するよう求める記述もありました。

こうした国家報告書と国連が作成した報告書の内容の大きな乖離について、UPRRでどのような質疑が行われるのが注目されました。UPRRにおいては六〇カ国が発言しましたが、発言したアジア・アフリカ諸国やイスラム諸国などは、中国における少数民族の人

権状況については一切触れず、逆にこの問題を取り上げた西欧諸国の発言を政治化した態度として非難しました。たとえば、スリランカは、「チベットに対する批判を拒否する。チベットは中国の譲り渡すことのできない地域と考える」と反論しました。パキスタンも、チベット自治区に対する「(西欧諸国の)」発言を捉え、UPRRの政治化の傾向だとして、これを非難しました。この他、UPRRで発言したアジア諸国の一カ国のほとんどが、中国の人権政策を称賛しました。たとえば、インドは、ミレニウム・サミットの目標達成期間前に貧困を撲滅した中国の施策についてこれを称賛しました。同様の発言が、シンガポール、フィリピン、ブータン、ベトナム、インドネシア、タイ及びマレーシアによってなされました。

NGOであるヒューマンライツウォッチの表現を借りれば、中国に対する「過度の称賛と非難への臆病な態度」が、アジア諸国を含む途上国の発言に見られました。このように、グループ内での庇い合いがここでも見られました。今回は、こうした中国の審査でどのような勧告がなされたのかを見たいと思います。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第一回の普遍的定期審査（UPR）では、発言を行った六〇カ国から九五の勧告が行われました。中国は、そのうち四二の勧告を受け入れました。しかし、もっぱら西欧諸国によって行われた、表現の自由、結社の自由、司法の独立、法曹の保護、人権活動家の保護、少数民族の権利、死刑の削減、強制労働による再教育の廃止、拷問の禁止、メディアの自由及び差別に対する効果的な救済を含む五〇の勧告については、中国によって受け入れが拒否されました。残りの三つの勧告については、すでに実施されているとの見解が中国によって示されました。

なお、受け入れた勧告については、被審査国である中

国にはこれを実施する責任があり、第二回のUPRの際に、実施のために実際にどのような措置をとったかを報告しなければなりません。問題は、UPRで被審査国が受け入れなかった勧告です。これらについて、その後どのように対処するのかについて、UPRを定めた国連の制度構築決議では必ずしも明確ではありません。

先に挙げた表現の自由などの自由権に関する問題については、前回でも触れたように、審査当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族の取り扱いの問題に国際社会の関心が向けられていました。そのこともあり、英国やスイスは、チベット自治区の人権状況に懸念を表明しました。また、カナダは、チベット、新疆自治区及びモンゴルを含む、少数民族の人たちの恣意的な拘禁に深い憂慮を示しました。日本も、チベットや新疆自治区の少数民族に対する経済的及び社会的援助を拡大するよう要請しました。UPRの主眼は、被審査国の人権状況を精査することにありますので、こうした西欧諸国の発言はいわば当然であり、スリランカやパキスタンのように、チベット自治区に対する西欧諸国の発言はUPRの政治化だとの非難はまったく的外れということになり

ます。

こうした状況を踏まえ、二〇〇八年に国連人権高等弁務官はチベット自治区におけるデモ参加者に対する公安による行き過ぎた力の行使に懸念を表明しました。中国では官製デモは認められても、自然発生的なデモを表現の自由の行使として認める状況にはありません。一九八九年の天安門事件以来、特に顕著な傾向といえます。UPRRにおける西欧諸国によって指摘されたチベット人やウイグル人に対する弾圧は、いまだ改善されないうまま、現在に至っています。

こうした中国の現状の中で、二〇一九年六月、犯罪容疑者の中国への引き渡しを認める「逃亡犯条例」の改正に反対する香港での大規模デモが発生しています。今では、香港に対する中国政府による介入の懸念も生じています。一九九七年、香港は「一国二制度」の下で英国より中国に返還されました。一九八四年の英中共同声明により、香港は返還から五〇年は言論、出版、集会、結社、宗教の自由が認められた香港特別行政区となりました。実際、香港は中国本土で禁止されている天安門事件を追悼することのできる唯一の場所になっています。これを

可能にしているのは香港特別行政区基本法ですが、この法律も二〇四七年には終了します。その後は、香港は中国の一部として中国法が全面的に適用されることとなります。今、われわれが目撃している大規模デモなどはおそらく許されなくなるでしょう。

現在の香港の混乱を招いた責任で林鄭月娥行政長官が辞任する動きはありません。行政長官は、一二〇〇人から成る選挙委員会が指名し、國務院総理が任命します。選挙委員会の大部分を親中派の議員が占めています。こうしたこともあり、一説によると、中国政府が辞任を禁じているともいわれています。他方で、中国政府は、香港のデモを「動乱」とみなし、人民解放軍による暴徒鎮圧訓練の様子をテレビで放映しています。「力による抑え込み」の姿勢を見せています。

日ごろわれわれの生活と無縁と思いがちな国連人権理事会でのUPRRですが、UPRRがうまく機能せず中国の人権状況の改善がうやむやにされた延長線上に、現在の香港情勢があります。こうしたことを許すと、世界は「法の支配」や「人権の尊重」から遠く離れることにならないかとの危惧を禁じえません。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇一三年一〇月二二日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ポーランド、シエラレオネ及びアラブ首長国連邦で構成されました。第一回の審査と同様に、事前質問は、欧米諸国を中心に一六カ国によって行われました。

中国は、国際人権規約社会権規約の締約国ですが、自由権規約の締約国ではありません。そのため、中国では表現の自由や報道の自由が保障されていません。このことが、現在、日本を含め世界中で猛威を振るっているコロナウイルスの蔓延をもたらす事態に発展しました。昨年（二〇一九年）一二月三〇日に「微信（ウィーチャット）」に、「武漢の海鮮市場で七件の重症急性呼

吸器症候群（SARS）に似た肺炎が確認された」と書き込み警鐘を鳴らした李文亮医師は、武漢市公安局により、真実でない書き込みをしたとして、「治安管理处罚法」に違反したとして処罰されました。

こうした武漢当局や中国政府の初期対応の遅れが、本稿を執筆している時点で、中国の感染者数八万一二八五人、死亡者三二八七人を招く事態となりました。残念ながら、告発した李医師は二〇二〇年二月七日にコロナウイルスに感染し死亡しました。ついに習近平政権は、二月二三日に、「今回の感染拡大は、建国以来の重大な公衆衛生事件であり、中国にとって危機であると同時に大きな試練である」と述べ、翌二四日には全人代の延期という異例の決定に迫られました。こうした事態に接すると、社会において「表現の自由」が保障されていることが、人の命を救うことに直結する場面があることを改めて実感します。

中国の第二回UPRで、こうした表現の自由をはじめ、思想、良心及び宗教の自由、集会・結社の自由を保障した自由権規約を批准するようにと事前質問で触れていたのが、豪州、ドイツ、スウェーデン、ベルギー、カナダ、チェコでした。ただ、この事前質問の段階で、第一回UPRとは異なる現象もみられました。自由権

の問題で中国と同様に非難される国（バングラデッシュ、キューバ、スリランカ、ミャンマー）が事前質問を行ったことです。もちろん、これらの国が取り上げた問題は、欧米諸国とは大きく異なっていました。

たとえば、バングラデッシュはマカオ特別行政区委員の人々への対応を、ミャンマーは香港特別行政区における障害者の政治参加や雇用につき平等な権利を確保するためにとられた措置について、キューバは発展の権利の促進及び実現の達成について、そしてスリランカは途上国への発展の権利の促進や食料の安全への援助について事前質問をしました。このように、人権問題について国際的な非難を受けている諸国が親切的な発言を多く行うことで、中国における主要な人権問題が埋没しかねないという傾向が、残念ながらUPRで生じているといわざるを得ません。

二一世紀にグローバルパワーとして成長している中国は、国家資本主義とも呼ぶべき経済政策により、一説には二〇三〇年にはその国内総生産（GDP）は、米国と並ぶともいわれています。トランプ政権下での米国が、これまでと同様に自由の国かといえればやや疑問もありますが、ともにグローバルパワーである米国が自由権を強調した individual capitalism であるのに

対し、中国は社会権を強調した state capitalism ということになります。

つまり、途上国にとっては、二つの発展モデルが存在することになります。一つは、米国やEUに代表される欧米型の自由権を強調する「教化主義的モデル」であり、もう一つはかつての冷戦時代の社会主義国モデルに取って代わる中国モデルということになります。中国は、第一回UPRの政府報告書の中で、人権に関する中国の基本的立場として、「政治体制、発展の度合い、歴史的背景の違いを考えれば、各国が人権問題について異なる見解をもつのは当然だ」と述べていました。つまり、人権の普遍性を否定していました。

中国の主張は、発展段階の相違や文化相対主義を理由に、民主主義や法の支配、あるいは人権の尊重に反対する立場ともいえます。それは、一九九三年の第二回世界人権会議の折に主張された「アジア的人権観」にも通底する問題ですが、人権の観点からいえば、さらに深刻です。なぜなら、経済的には成功する発展モデルを中国が示しているからです。こうした中国の第二回UPRの内容については、次回検討します。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十三)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一三年一〇月二二日に行われた中国の第二回の普遍的定期審査（UPR）では、一九九八年に中国が署名し、未だ批准していない自由権規約に対して早期に批准を行うようにとの勧告が二九カ国によって行われた。注目されるのは、こうした勧告を行った国に、日本や米国、英国、フランス、スペイン、ポルトガル等といった先進国のみでなく、モルジブ、ベニン、ガーナ、ボツワナ等といった途上国が含まれていたことである。もともと、途上国の勧告は、先進国のそれとは異なり、早期の批准ではなく、批准について検討することを求めるに過ぎない勧告（カーボベルデ）や批准に備えて行政及び司法改革を引き続き行うことを求める勧告（エジプト、ボツワナ、チュニジア）であり、

迅速な批准を求める勧告（ブラジル、ブルガリア、エストニア、ガーナ）や批准に際して明確な期限の設定を求める勧告（英国）とは性格を異にしている。こうした相違は勧告に対する中国の異なる態度に反映された。中国は前者の勧告は受け入れたものの、後者の勧告は拒否したのである。

さらに、審査に参加した国のなかには個人通報制度を定めた自由権規約の第一選択議定書の批准を求める国（モルジブ、ベニン）や死刑廃止を定めた第二選択議定書の批准を求める国（ベニン、エストニア）もあった。特に、死刑問題については、死刑撤廃や死刑の即時執行停止を求める勧告（ニュージーランド、ポルトガル、アルゼンチン、オーストラリア等）や死刑撤廃の第一段階として死刑の執行停止を求める勧告（スペイン、スロベニア、チリ）、死刑宣告及び執行の実数の公表や公式の統計データの公表を求める勧告（イタリア、スイス、フランス、ベルギー）及び死刑の対象犯罪を減らすことを求める勧告（イタリア、ブルガリア、ドイツ、ベルギー）などがあった。

こうした勧告に対して、審査に参加した中国代表団は、先進国を中心としたこうした勧告は受け入れられ

ないとした。代表団は、第一の理由として現段階では実行可能ではないと説明した。自由権規約の批准又は批准のための期限の設定を拒否して、中国としては、国内状況の成熟度に鑑みて批准の速度を決定したいというのである。第二の理由として、代表団は、死刑撤廃は中国の現実にそぐわないため履行できる状況にないとした。

さらに代表団は、勧告の中には事実と異なる勧告があったと述べる。中国では、恣意的なあるいは裁判に依らない身柄の拘束などはないばかりか、法律の枠組みにおいて人権を擁護するいずれかの組織が嫌がらせを受けたことはないというのである。

対象となった勧告は、人権派弁護士が依頼者との接見を違法に妨害された、あるいは職務遂行を妨げるような暴力や脅迫を受けた場合に、独立かつ公正な機関による迅速で有効な調査が受けられるよう確保せよとの勧告（フィンランド、カナダ）、市民社会及び人権活動家が恐怖や危険を感じることなく、また妨害を受けることのない安全な環境を發展させるようにとの勧告（アイルランド）、人権の保護及び促進において国内及び国際的NGOが積極的かつ十分な役割を果たすことができるようにすることの勧告（オランダ）、表現の

自由を行使したために身柄を拘束され、あるいは投獄されている人々を早期に釈放せよとの勧告（スウェーデン）及びジャーナリスト、メディア関係者及び人権活動家に対する攻撃について適切な捜査を行うようにとの勧告（ポーランド）回答である。

中国代表団は、こうした先進国の勧告は「事実と異なる」と述べるが、本年五月二二日開催の全人代前に習近平体制に批判的な学者やジャーナリストの拘束が続いた状況を見れば、その言葉に信頼を置くことはできないであろう。単に「事実と異なる」と述べることで、相手方の勧告内容が自動的に「事実と異なる」ことにはならない。国内においてこうした主張を認めさせることはできても、国際場裏においては通用しない。

UPRという制度は、少なくとも疑いのある事例について各国が自由に問題として取り上げ、その勧告に対して被審査国は勧告を受け入れるか、拒否するかかの決定が迫られる。こうした審査が、被審査国の人権状況の改善に直ちに結び付くものではないとしても、拒否された勧告において指摘された事実の信憑性を推認できるという意味では重要である。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十四）



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一四年三月二〇日、中国の第二回普遍的定期審査（UPR）に関する作業部会の報告書採択時、中国の人権活動家の曹順利氏の拘禁施設での死亡が取り上げられた。彼女は国連の人権研修プログラムに参加するために北京首都空港を訪れた際に拘束され、二〇一三年一〇月、非合法集会罪（後に騒動挑発罪に変更）で起訴され収監されていた。彼女は、中国政府が第二回UPRに際して提出した政府報告書に独立した市民の意見を反映するように求めていた。この事件について、

ヒューマンライツウオッチなど人権NGOが国連人権理事会の場で批判を展開した。人権NGOは自らの残りの発言時間を曹氏への黙祷の時間に充てるように主張した。これに対して中国政府代表は、UPRを定め二〇〇七年六月一七日の人権理事会の制度構築決議によれば、発言時間は意見を述べるためにのみ用いられなければならないことを想起すべきだと発言した。結局、この問題が投票に付され、中国の提案が可決された。中国の外交的勝利となった。

第二回のUPRで中国は二五二の勧告を受けたが、全体の八〇%にわたる二〇四の勧告（一六五の勧告を受諾し、三九の勧告を実施済みとした）について受け入れた。拒否した勧告は四八である。数字だけ見ると、審査に協力的であるように見えるが、実際には受け入れやすい勧告を受諾したに過ぎないともいえ、中国が真に人権状況の改善に積極的といえるかどうかについては慎重に評価しなければならない。

たとえば、中国はインターネット・ユーザー数が世

界一であるが、国内ではグーグルにアクセスすることはできず、このような中国政府によるインターネットの規制については西欧諸国から規制の撤廃が勧告された。しかし、中国の友好国であるバンングラデシユは、インターネット上の情報の保護及び監督に関する法制の強化を、キューバはインターネット上の違法行為に対する措置を講じるよう勧告しており、国によって正反対の勧告がなされているのが実情である。二〇〇四年三月一四日、中国憲法第三条第三項に「国家は人権を尊重保護する」との文言が付け加えられたが、その実態は条文とは乖離したものになっている。

二〇一四年三月、国連人権理事会に出席した中国代表団は、香港特別行政区は、今後とも人権と自由が保障されるであろうと発言した。しかし、二〇二〇年六月三日日に成立した「香港国家安全維持法」によって、香港の人々の人権と自由は大幅に規制されることになった。香港返還に伴う一九八四年の香港に関する英中共同声明（共同声明という名称だが、両国が批准書

を交換した二国間条約である）で保障された香港の二国二制度は、同法により大きな危機を迎えている。同声明では、香港における「人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、ストライキ、職業選択、學術研究及び宗教上の信仰などの権利及び自由は、法によって保障され」（三項（五））、この制度は「五〇年間是不変とする」（同（一二））と約束されていた。かつての宗主国である英国は、こうした事態を受けて、七月二二日、一九九七年の香港返還以前に生まれた香港市民とその扶養家族（対象者は約三〇〇万人）は二〇二一年一月から英国の特別査証（ビザ）を申請できると発表した。中国政府は、対象者は全員が中国公民であるとして、これに反発している。

あまり知られていないが、香港が返還された後も英国が締約国であった自由権規約は引き続き香港に適用されていた。中国政府は、香港の人権状況について自由権規約委員会に報告書を提出していたが、はたして今後も継続されるかどうか注視する必要がある。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十五）



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第二回普遍的定期審査（UPR）の検討は、今回で最後になる。中国自身、この第二回UPRをきわめて重視していると述べた。中国は、この審査を受けて、各国からの二五二の勧告について包括的に検討するために、中国外交部が主導して、三〇を超える立法、司法及び行政の部署が参加する国際機関協調のためのメカニズムを設置したと述べた。

中国は、自国の国内情勢に適った、かつ中国の人権の発展のための実行可能でかつ効果的な勧告については、すべて採用するという原則を自らに課したという。

これを聞くと中国が人権の伸長に積極的に思えるが、あくまで「中国の国内情勢に適った」また「実行可能なかつ効果的」と彼らが考える勧告にのみ対応すると述べているに過ぎない。中国は、この原則に基づき、慎重な検討の結果、貧困の撲滅、教育及び司法改革などに関する二〇四の勧告（全体の八〇％）を受け入れることにしたという。

たしかに、中国は、第一八期中国共産党中央委員会第三総会で、「人権と司法上の保護制度の改善」を決定しているし、第一二期全国人民代表大会で採択された政府による作業に関する報告書の中では、経済的、社会的及び文化的権利の促進及び保護に関する新たな措置を採用している。中国政府の基本的スタンスは、欧米諸国による自由権に関する勧告よりは、途上国による社会権に関する勧告を重視する傾向にある。

実際、UPRで、北朝鮮とカンボジアは、国民の経済的、社会的及び文化的権利の包括的保護の努力を引き続き行うよう勧告したし、モリシヤス、マレーシア、

モザンビークなどは貧困撲滅のプロジェクトを実施し貧困撲滅の努力を強化しよう勧告した。さらに、コングアゼルバイジャンは、社会保障制度実施のための努力を継続するよう勧告したし、アンゴラ、インドネシア、スリランカは健康に対する子どもへの権利を保障し、母親や幼児の死亡率を減らし国民の健康状態改善の努力を継続するように勧告した。

中国は、これに呼応するかのように、生存及び発展の権利は人権の中でも主たるものであって、中国は発展を最優先に据えているとした。中国は自ら人権に関する二つの行動計画を作成し、貧困の解消に努力し、高齢者支援や医療に尽力するとともに、都市部において一三二〇万件の雇用を創出し、二億六九〇〇万人の出稼ぎ労働者の権利と利益を包括的に保護していると述べた。逆に言えば、農村部の人々が出稼ぎに頼らなければならぬ現実がここにある。

二〇二〇年は、中国共産党が主導する「小康社会（ゆ

とりのある社会）」の最終年「貧困撲滅の年」であった。李克強首相は、同年六月二〇日の第一三期全人代後の記者会見で中国人の一人当たりの年収は三万元（約四五万円）で、六億人は月収千元（一万五千元）であることを明らかにした。貧困撲滅の目標が未だ達成されていないことがわかる。他方で、中国メディア「胡潤百富」が二〇二〇年一月二〇日に発表した中国版長者番付によると、中国は過去最高のペースで新たな「ビリオネア」が誕生している。二〇億元（約二億九九一四万ドル）以上の個人資産を保有する人たちの保有資産額は合わせて四兆ドルで、ドイツの年間国内総生産（GDP）を上回るといわれている。

中国は、社会主義国を標榜しながら、世界で最も貧富の差が大きい国といえる。しかし、こうした格差の問題は中国だけの問題ではなく、コロナ禍の日本においても顕在化している。東アジアの最後の国として、次回からは日本のUPRについて検討したい。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十六）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

日本の第一回普遍的定期審査（UPR）は二〇〇八年五月九日に行われました。報告者グループ（トロイカ）は、ジブチ、フランス及びインドネシアで構成されました。事前質問を提出したのは、デンマーク、フランス、ラトビア、オランダ、スウェーデン及び英国のEU加盟国でした。

日本政府代表団の団長は、秋元義孝外務省国連担当大使（当時）が務めました。秋元大使は、日本の政府報告書の内容を紹介するとともに、「対話と協力」という日本の基本的アプローチを念頭に、日本が「法の支配」

という価値を強く支持し、前年には「国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程」を批准した旨を述べました。

提出された日本の政府報告書は、第一部「我が国の法制度、締結済みの人権状況」、第二部「人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項」、第三部「今後の課題・問題点及びそれに対する対応」、第四部「UPR審査に向けた準備プロセス」の四部構成となっていました。なお、最後の準備プロセスにおいて、一般国民を対象に外務省が政府報告書に対する意見募集を行ったところ、一一のNGO及び二一人の一般市民から意見が寄せられ国民の関心の高さがうかがわれました。審査において、日本に対しては、合計二六の勧告がなされました。そのうち日本が受け入れた勧告は一三、検討などを約束した勧告が四、受け入れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告が九ありました。受け入れた勧告の中には、パリ原則に基づく国内人権機関の設置、女性に対する差別の撤廃、女性・子ども

もに対する暴力の撤廃など重要な事項が含まれていません。また、検討を約束した勧告の中には、長い間の懸案事項となっている個人通報制度に関する自由権規約第一選択議定書や女性差別撤廃条約議定書などの批准が含まれています。ただし、死刑制度や代用監獄の廃止、「慰安婦」問題についての国連の勧告に真摯に対応することといった勧告については、これを受け入れませんでした。ただ、受け入れを約束した、また検討を約束した勧告などは、日本政府によっても改善の余地がある人権課題として認識されているとの解釈も可能であり、今後の日本の対応が注目されます。実際、受け入れた勧告の中にあつた、子の奪取に関するハーグ条約（一九八〇年）の批准については、二〇一三年五月に国会承認を行い、同年六月一九日に子の奪取条約実施法を公布し、翌年一月二四日に署名し、四月一日から施行しました。

また、政府報告書の中で今後の課題として、障害者権利条約と強制失踪条約の批准が挙げられていました。

前者についていえば、まずは条約締結に向けて国内法整備を進めることにし、二〇一一年八月に障害者基本法を改正し、二〇一二年六月には障害者総合支援法を成立させ、二〇一三年六月には障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法を改正し、二〇一四年に批准しました。後者は二〇〇九年に批准書を寄託し、二〇一〇年に締約国となりました。

なお、同じく今後の課題として挙げられていた国内人権擁護機関の設置については、法務省は二〇〇二年三月に新たに独立の行政委員会として人権委員会を設置し、同委員会を担い手とする新しい人権救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出しましたが、二〇〇三年一〇月に衆議院の解散に伴って廃案となつてしまいました。こうした中で、第一回のUPR審査で国内人権機関の設置の勧告を受け入れたことは注目に値します。

次回から、日本のこの第一回の審査について詳しく検討していきたいと思ひます。

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十七)



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

二〇〇八年五月九日に行われた日本の第一回普遍的定期審査（UPR）では、四二カ国の代表が発言した。そこでは、現在もなお日本が抱える国際人権法上の課題について勧告が行われた。

まずは、日本に対してバリ原則に沿った国内人権機関の設置を求めたのが、アルジェリア、フィリピン、カナダであった。なお、UPRが行われた二〇〇八年の初めに日本において七名の死刑が執行され、前年二〇〇七年には四六名に死刑判決が言い渡され、その結果、一〇〇名を超える死刑確定者がいることも手伝

い、死刑執行の停止など死刑制度の見直しを検討すべきであるとの勧告が、ベルギー、英国、ルクセンブルク、ポルトガル、フランス、アルバニア、メキシコ、オランダ、トルコ、スイスの一〇カ国からなされた。

また、被逮捕者を長期間勾留する結果につながる日本の「代用監獄」制度については、自由権規約委員会や拷問等禁止委員会が日本政府報告書審査の際に懸念を表明しているが、この問題についても、アルジェリア、ベルギー、マレーシア、英国、ドイツの五カ国によつて事態の改善を求める勧告が行われた。

さらに、第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連の人権メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会及び拷問等禁止委員会）からの勧告に対して誠実に対応することを求める勧告が、北朝鮮、中国、フランス、オランダ、韓国などからなされた。現在では歴史問題として日本を強く非難する中国が、このUPRでは先の勧告の存在に触れる形の控えめな発言にとどまっているのは、二〇〇八年が日中平

和条約締結三〇周年で日中両国の首脳（福田康夫総理大臣・胡锦涛国家主席）間で「戦略的互惠関係」の包括的な推進に関する日中共同声明が発出された年であつたからだと推測される。

日本は、個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書をはじめ、女子差別撤廃条約選択議定書や拷問等禁止条約選択議定書を批准しておらず、さらには人種差別撤廃条約第一四条に基づく個人または集団からの通報を認める宣言を行っていないが、メキシコとブラジルは日本に条約の批准等を勧告した。

周知のように、日本は二〇一六年度にいわゆる人権三法、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消促進法」という差別解消のための三つの法律を施行したが、いまだに国内に差別禁止法は存在しない。このUPRにおいて、ブラジルは、あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定を検討するように日本に勧告した。

二〇二〇年の大村入国管理センターにおける被收容

者であるナイジェリア男性の死亡事案、二〇二一年の名古屋入国在留管理局における被收容者のスリランカ女性の死亡事案もあり、現在、入国者收容所における被收容者の処遇について高い関心が集まっている。「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」の改正法案は、与野党の間で激しい政治対立になっている。入管法では、入国者收容所等視察委員会が被收容者の処遇の改善の作業を行っているが、必ずしも十分な権限もまた独立性も確保されていないとの批判がある。こうした中で、第一回UPRで、米国が、入国者收容所を調査する国際的な監視員を受け入れるよう勧告していることが注目される。このような国際的な調査の文脈で、国連人権理事会の特別手続の報告者の恒常的な招待を日本に検討を求める勧告が、ブラジルによってなされた。

こうした各国の勧告に対する日本の回答については、次回に検討したい。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その十八)



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

今回は、日本の人権問題としてよく取り上げられる死刑制度について考えてみたい。第一回普遍的定期審査（UPR）では、日本の死刑制度に対して、国連総会で採択された決議六二／一四九に従って、死刑執行停止の導入と死刑廃止のための制度の早急な見直し、さらに刑罰に仮釈放のない終身刑を追加することが、イギリスなど各国によって勧告された。死刑モラトリアム決議と呼ばれる二〇〇七年一二月に採択された先の決議は、「死刑による犯罪の抑止力については決定的な証拠がなく、冤罪や誤審で死刑が執行された場合は不可逆的かつ回復不能である」（前

文）と述べ、死刑存置国に死刑を廃止するために死刑執行のモラトリアムを求めている（二項（d））。

これに対して日本代表団は、審査の冒頭、「日本人の大多数が極めて悪質な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、死刑を科することもやむを得ず、死刑の廃止は適当ではない」との立場を明らかにした。実際、日本では、二〇二〇年一月七日に公表された「基本的法制度に関する世論調査」で、「死刑もやむを得ない」と回答した者は八〇・八%であった。日本国民は死刑を支持していると言える。しかし、死刑制度は世論のみで決定すべき問題ではない。また、日本政府がそうした世論を変えるために何を行っているかも問われるべき問題である。

また、死刑執行停止の導入については、日本は、審査中に、「死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながら、後に死刑が執行される

ことになったと告知することは、極めて残酷である
と考える」と述べて、これに反対した。

さらに仮釈放のない終身刑に関しては、「日本は、
受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題の
ある制度であると考えており、それゆえそのような
制度の導入は極めて慎重に検討する必要がある」と
述べて、これに反対した。先の世論調査でも、この
問題について、「死刑を廃止しない方がよい」と回答
した者は五二・〇%であった。

二〇一九年末現在、死刑廃止国は一〇六カ国、一〇
年以上死刑が執行されず事実上死刑を廃止している
国が二八カ国である。このように、法律上、事実上
の死刑廃止国は合計一四二カ国で、国連加盟国一九三
カ国の三分の二に当たる。

経済協力開発機構（OECD）加盟国三七カ国中、
死刑存置国は日本、米国、韓国の三カ国である。こ
のうち、韓国は死刑執行を二〇年以上停止している
事実上の死刑廃止国である。日弁連の調査によれば、

米国では五〇州のうち二二州が死刑を廃止し、死刑
存置州は二八州で、このうち一一州が事実上の死刑
廃止州で、四州では執行の権限をもつ知事が死刑の
執行停止を宣言しているという。つまり、先進国の
中で、国家として死刑を統一して執行している国は
日本のみという状況である。

二〇二〇年一月、今回で八回目となる死刑モラト
リアムを求める国連総会第三委員会の決議が一二〇
カ国の賛成で成立した。三九カ国の反対国の中には、
アジア太平洋地域のアフガニスタン、ブルネイ、中国、
インド、日本、モルディブ、北朝鮮、パプアニュー
ギニア、シンガポール、トンガの一一カ国が含まれ
ている。この決議は、シンガポールが提案した「す
べての国は適切な刑罰の決定をはじめとする独自の
法制度を構築する主権的権利をもつ」との修正案を
否定する形で成立した。このことは、死刑制度は各
国の主権事項であるとの考えが否定されたことを意
味する。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十九）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

スイスの非営利団体世界経済フォーラムが毎年発表

しているジェンダーギャップ指数で、二〇二一年、日本は一五六カ国中一二〇位でした。先進国の中で最下位、アジア諸国の中でも中国や韓国、ASEAN諸国より低い結果となりました。一二〇位の日本の前後の国はどんな国かといえば、一一九位がアンゴラ、一二一位がシエラレオネです。日本は、特に「経済」と「政治」の順位が低く、「経済」は一一七位、「政治」に至っては一四七位です。

日本より順位が低い国を調べると、カタール、ナイジェリア、オマーン、イラン、ブルネイ、クウェート、イエメン、パプアニューギニア、バヌアツでした。女性の権利が守られていないと非難されているイスラム諸国がほとんどです。タリバーンが政権を奪取したアフガニスタンでは今後ジェンダーギャップ指数が悪化すると予想されますが、それでも二〇二一年の「政治」の順位は一一一位でした。サウジアラビア一三八位、シリア一四二位という順位をみると、日本の一四七位というのは絶望的に低い数字です。

一〇月に行われた第四九回衆議院議員総選挙では、女性議員の占める割合は第四八回の一〇・一％より下がり、九・七％でした。有権者のうち女性が占める割合は五二％なのに、国民の代表者として選ばれる女性議員は一割程度です。列国議会同盟（IPU）によると、二〇二一年九月時点で世界の女性議員の割合は二五・六％です。この時点での日本の順位は一六五位で、G7及びOECD加盟国の中で最下位です。注

目されるのは、第四八回衆議院議員総選挙で女性候補者の当選率は二二・四％に対し、男性候補者の当選率は四三・一％で倍近い開きがあることです。

NHKが実施した世論調査では、一〇月の総選挙の女性議員の比率について四二％が「低すぎる」と回答しましたが、「男女の割合は問題でない」と回答した人が四六％でした。どうやら日本では、クォーター（割り当て）制の議論はあまり支持されてなさそうです。しかし、そうした態度が、国家公務員の上級管理職に占める女性の割合四・二％、上場企業の役員に占める女性の割合六・二％という現実を生んでいます。

日本の第一回UPPRでは、ポルトガルから日本では家庭や社会における男女の役割と責任に関して根深い硬直的な固定観念が維持され、労働市場の女性の状況、政治・公的な分野への参画の低さに表れているとした女性差別撤廃委員会の懸念に言及しながら、女性を差別する全ての法律上の規定（婚姻最低年齢や離婚後の再婚禁止期間）の廃止が勧告されました。ロシア

もラトビアも同様の勧告を行いました。スロベニアは、先の民法における差別的な規定に懸念を表明しつつ、日本政府に「ジェンダー・フリー」の社会推進のために行っている措置に関する情報を提供するように要求しました。アゼルバイジャンも、同様の勧告を行いました。ドイツも、日本のマイノリティ女性の状況についての情報が欠如していることを指摘し、直面している可能性のある複合差別や周縁化に懸念を表明しました。この他、アルジェリア、カナダ及びブルーマニアが女性に対する暴力の問題やセクシャルハラスメントの問題を取り上げました。

大学教員を四四年務め、優秀な女子学生に接してきた経験からいえば、日本社会は優秀な女性を生かされていないとの印象を拭えません。コロナ禍で非正規雇用の多い女性にしわ寄せがいつていないか、女性目線での政策実現できる女性議員が活躍できるように各政党に女性候補者をもっと増やして欲しいと思います。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その二〇）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

二〇〇八年三月に行われた日本の第一回普遍的定期審査（UPR）では、アルジェリアから警察の留置施設にいる被留置者の取調べを組織的に監視し記録するようにとの勧告が、また、ベルギーからは警察と検察が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、取調べを監視する手続の見直しが勧告されたが、日本代表団はこれに否定的態度をとった。

日本代表団によれば、被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務づけることは、時に取調官と被疑者

の信頼関係の構築を妨げ、被疑者が真相を語るのを止めてしまうことがあり得るとし、そのような監視および電子的記録の導入は慎重に検討する必要があるというのである。

しかし、被疑者の供述の任意性の確保は、自由権規約一四条の要請でもある。規約一四条に関する一般的な意見三二（二〇〇七年）は、「一四条三項（g）は、自己に不利益な供述または有罪の自白を強要されない権利を保障している。この保障は、有罪の自白を引き出すことを目的とした、被疑者に対する捜査機関からの直接または間接の身体的圧力または不当な心理的圧力の不在という意味で理解されなければならない。自白を引き出すために被告人に対して規約七条に反する取り扱いをすることは、なおさら容認できない。……被告人によってなされた供述が自らの自由意思によるものであることを立証する責任は国にあることを、国内法は確保しなければならない」（四一項）と述べている。

自由権規約委員会は、日本の第六回定期報告書審

査（二〇一四年）における総括所見で、自白強要につき懸念が表明され、「取調べのビデオ録画義務の範囲が限定されていることを遺憾に思う」とし、「（c）取調べ（全体がビデオ録画されるべきである）の継続時間に係る厳格な制限および取調べの方法を規定する立法措置」（一八項）を勧告した。

しかし、現在では、改正された刑事訴訟法三〇一条の二の規定により、二〇一九年六月一日から被疑者取調べの録音・録画制度が導入されている。UPRや自由権規約委員会における勧告の成果と言いたいのですが、ことはそれほど単純ではありません。

もっとも大きな影響を与えたのは、厚生労働省元局長を虚偽有印公文書作成罪等により起訴したものの、二〇一〇年九月一〇日、大阪地方裁判所が無罪を言い渡した事件である。本件では、捜査の主任検察官が証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんしたのみならず、その事実を知った大阪地検特捜部長および副部長がこれを隠蔽したという前代未聞の事実が判明したからである。後に主任検察官

は証拠隠滅罪で、特捜部長・副部長は犯人隠避罪によって起訴された。

この事件に端を発して、「検察の再生に向けて」（二〇一一年）の提言がなされ、冤罪を生まない捜査・公判を行っていくためには、追求的な取調べによらずに供述を得、客観的証拠を収集できる仕組みを整備し、取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方から脱却する必要があると指摘された。

この提言および法制審議会の審議を経て、取調べの全過程の録音・録画制度の導入が決まった。こうした取調べの録音・録画の運用が拡大した結果、捜査段階における被疑者供述の任意性が公判段階で争われるケースは激減したという。取調べの可視化が、冤罪を生まないためにも必要な制度であることは論を待たない。

次回からは、日本の第二回UPRで何が論じられたいかを取り上げたい。

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その二）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

日本の第二回普遍的定期審査（UPR）は、二〇二一年一〇月三一日に実施された。報告者グループ（トロイカ）は、リビア、ペルー及びバングラデシュで構成された。事前質問を提出したのは、ドイツ、オランダ、スペイン、メキシコ、チェコ、ハンガリー及びスロベニアだった。そのオランダの事前質問において慰安婦問題が取り上げられた。

オランダの事前質問は、日本で慰安婦問題を取り上げる教科書の数が減っていることを取り上げ、「基本的人権を尊重する上で慰安婦制度が存在したことを将来世代

に知らせるために政府はどのような措置をとるのか」というものだった。第一回の審査では日本に対し二六の勧告が行われたが、第二回の審査では七九カ国が発言し、一七四の勧告が行われた。第二回の審査では各国が積極的に勧告を行う姿勢に転じたので、他の国と同様に大幅に増えているが、急に日本の人権状況が悪くなったわけではない。

なお、実際の審査でも慰安婦問題に関する勧告が複数の国からあった。具体的には、「慰安婦問題に対する法的責任を認識し、被害者が受け入れられる適切な措置を講じること」（韓国）、「過去を認め被害者に補償を提供することにより、国際社会に対し責任を認めること」（中国）、「被害者の尊厳を回復し補償措置をとること」（コスタリカ）、「法的責任を受け入れ抜本的に対処すること」（北朝鮮）といった勧告がなされた。

これに対して、日本は、先の大戦に至る一時期、特にアジア諸国に対して多大な損害と苦痛を与えたという認識を持っている。こうした歴史の事実を重く受け止め、

改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを発表するとともに、先の大戦におけるすべての犠牲者に哀悼の意を表してきた。慰安婦問題についても、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。ただし、この問題を政治問題化、外交問題化させるべきでないと反論した。財産及び請求権の問題については、対日平和条約（一九五一年）や日韓請求権協定（一九六五年）など二国間協定の当事国との間で法的に解決されている。そこで日本は、一九九五年、アジア女性基金により対応することが適切と判断し、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等の基金の事業に対して最大限の協力を行ってきたと回答した。

この第二回審査の後、日韓の間で慰安婦問題に関して重要な進展があった。朴槿恵政権下の二〇一五年一月二二日、日韓両国外相は、共同記者発表において、「韓国政府が元慰安婦の女性を支援する財団を設立し、日本政府がその資金を拠出することで、この問題が最終的か

つ不可逆的に解決されること」を確認した。しかし、その後、文在寅政権下の二〇一八年、韓国は一方的に財団を解散し、日本が拠出した一〇億円相当額を韓国政府の予算で拠出すると表明し、この慰安婦合意を破棄してしまった。さらに、慰安婦被害者らが日本を相手に訴えた損害賠償請求訴訟において、二〇二一年一月、ソウル中央地裁判決が、国際法上確立した主権免除を認めず、原告らの請求を全て認めたため、日韓請求権協定で解決済みとする日本との間で対立は一層深まった。

日韓関係の改善の兆しがない中、文政権は政権後期になつて先の慰安婦合意が公式の合意であることをようやく認めた。これに対し、尹錫悦次期政権の外相候補に指名されている朴振氏は、二〇二二年四月二〇日、慰安婦合意について「公式合意だ」との認識を示した。韓国の新政権の下で、日韓両国が過去のことには終止符を打って未来を志向しようとする政策に転換できるかどうか見守っていく必要がある。